

再建後の坂本支所における診療所の開設について

～坂本診療所(仮称)令和8年3月診療開始～

本市では、令和2年7月豪雨災害の影響により無医地区となっている坂本町において、安定的な医療提供体制の確保を目的に、令和7年12月完成予定の坂本支所内に「八代市立坂本診療所(仮称)」を開設します。

1. 背景・目的・導入経緯

令和2年7月豪雨により坂本町にあった2つの医療機関が被災し、市街地に移転したことに伴い、無医地区となっている坂本町において、坂本町の住民などから、医療機関の設置を求める声や要望があり、令和2年8月から関係機関との協議を開始。令和7年12月に完成予定の坂本支所内に診療所を開設し、地域住民の健康の保持・増進を図るもの。

2. 内 容

- ① 実施主体:八代市
- ② 委 託 先:八代郡市医師会
- ③ 実施体制:医師・看護師等のスタッフを委託先より派遣し実施
- ④ 診療科目:内科(予定)
- ⑤ 診療日時:週2日(火・木※予定)・午後1時～午後5時(4時間)

3. 効 果

- ① 地域住民への安定的な医療の提供
- ② 通院等による移動負担の軽減
- ③ 坂本地域における無医地区の解消
- ④ 支所機能の向上、コミュニティの中心拠点化 など

4. 運用開始日

令和8年3月～(予定)

問合せ 健康福祉部健康福祉政策課 担当:野口・宮本
TEL 0965-33-4003

八代市立坂本診療所(仮称)

坂本町に、「八代市立坂本診療所(仮称)」を開設する。

効 果
(メリット)

無医地区となっていた坂本町に安定的な医療提供体制の確保
市街地まで通院されている方の移動負担の軽減 など

診療開始日 令和8年3月(予定)

開設場所 坂本支所内
(令和7年12月完成予定)

診療日時 週2日(火・木曜日※予定)
午後1時～午後5時

診療科目 内科

委託先 八代郡市医師会

※詳細については協議・検討を継続中

【初期設備経費】 備品・医療機器等 22,100千円

【年間運営費】 委託料他 約20,000千円

※財源:診療報酬等

